

令和2年度 (公財)浦上食品・食文化振興財団 東日本大震災復興支援事業 募集要領

1. 支援の趣旨

東日本大震災発生当初は救援物資の提供が最大の課題でありましたが、現状及び今後は「きめ細かい」「現場に寄り添った」「援助よりは支え合う」「地域の主体的な活動を大切にする」ことが重要であるといわれています。このような震災地域の課題解決を担う最適な組織として震災地域で活動するNPO等の存在は大きいものがあると考えます。

浦上財団は以上のような認識のもとに、震災地域の多様なニーズに応え、活動しているNPO等諸団体を支援することを通じて、ささやかではありますが震災復興の一助に資することといたします。

2. 申請手続

〔申請受付期間〕

令和2年10月1日(木)から10月31日(土)

※申請フォームの最終ページ(確認ページ)の「送信する(申請する)」ボタンは31日24:00を過ぎると表示されなくなり、申請できなくなりますのでご注意ください。

〔申請手続き〕

上記申請受付期間内に本財団のホームページの東日本大震災復興支援申請用ページの申請フォームに必要事項をご記入し、申請してください。また、募集要領等を逸脱したものについては申請を受理しない場合があります。

- (1) 申請書類は返却しません。
- (2) いただいた個人情報、当該事業及び財団が行う事業に資する場合にのみ使用します。また、支援することになった方については、その後の必要な連絡のほか、財団の記念事業などの連絡に使用させていただきます。

3. 支援の対象とする活動内容

岩手県、宮城県及び福島県を対象にNPO等の団体が行う次のような震災復興支援活動

ア 農林業や漁業の復興につながる活動

実績例) 地元物産加工施設内に設置する冷蔵庫・冷凍庫・ガス調理台費、
地元物産販売所内に設置するテント・冷蔵ショーケース代や製品パンフレット印刷代
除染実験農地のトラクター燃油代・肥料代

イ 地域の食文化を次世代に継承する活動

実績例) 地元物産を使ったメニュー開発費・厨房設営費、イベント開催費

ウ 食育につながる活動

実績例) 地元物産を使った料理教室(講師謝金・送迎バス代・食材費・消耗品代)

エ 食品の製造加工業や直売所、飲食店開業などの雇用創出につながるような活動

実績例) 就労支援による農作物生産・加工(苗や調理器具購入費・ビニールハウス修繕費)

オ 地域でのコミュニティ形成目的とし、食を活用した復興支援活動

実績例) コミュニティ形成の交流会開催費(交通費・材料費)

* 支援団体のメンバーの人件費には支援金をお使いいただけませんが、適切な見積額のアルバイト代やボランティアスタッフへの謝礼金などには活動に伴う人件費としてお使いいただけます。

4. 支援の対象者

岩手県、宮城県及び福島県で活動している次のいずれかに該当する団体

A 法人格を有している団体

B 地元の為になる活動をしている団体

C 新たな価値を創出するNPO等や企業との連携をしている団体

5. 支援金額

1件30万円上限(Aコース)または100万円上限(Bコース)の2つのグループに分けての選択制(予算支援総額600万円)

* 例えば、復興支援住宅での新しい住人たちと地元の方とのコミュニティづくりに役立つ地元食での夏祭りなど、年間を通しての活動ではない小規模な活動の場合はAコースをお選びいただけます。年間を通しての活動でも総額30万円以下の場合はAコースをお選びください。

※選考結果により、支援額が申請額から若干変更される場合があります。

※申請者が所属する団体の間接経費、一般管理費は支援の対象になりません。

6. 支援期間

12か月又は12か月以内(1回だけの行事を含む)。

原則として概ね令和3年2月以降に開始する事業に対応可能です。

7. 支援決定後の義務・条件

支援を受ける方は、当財団と覚書を交わし、その内容に基づき活動を実施していただきます。覚書の概要は以下のとおりです。

1) 採択された活動計画書、収支計算書に従って活動などを実施すること。

2) 支援期間終了後、すみやかに①実施した活動の概要及び活動の自己評価、②収支報告書(申請時の予算と実績の対比表)を提出すること。

3) 当財団の支援をうけた活動の成果を発表される場合には、必ず当財団の支援を受けた旨を明示すること。

4) 計画を変更しようとするとき、または計画継続が不可能になりそうなときは、すみやかに当財団まで連絡すること。

※成果報告については、全文を当財団が発行する成果報告書と当財団のホームページに、概要を当財団のホームページに掲載するほか、他の公益財団法人のデータベースにも掲載することがあります。

8. 選考方法

浦上財団選考委員会にて選考し、当該団体の経理処理の適正性の確認等経た後に決定します。（なお、申請書を元にヒアリングなどさせていただく場合があります）

9. 支援の決定

支援の決定は令和2年12月中旬を目処とし、採否いずれの場合も、申請者にメールで通知します。

10. 支援金の振り込み時期

支援決定後、事業開始時期等を考慮してご指定の銀行口座に振り込みます。

※ 支援金は、支援団体が直接受け取り、会計管理を行っていただきます。

11. その他（継続支援について）

原則として最高3年まで支援可能です（断続的に3年でもよい）。ただし、審査に当たっては他の新規申請者と同格に選考しますので、1年ごとに申請手続きを行ってください。その際、過去の採択時における活動の成果、進捗状況等を添付いただければ、審査の参考にします。

12. 申請に関するお問い合わせ

公益財団法人 浦上食品・食文化振興財団 ホームページの「お問合せフォーム」、もしくは事務局（電話番号 050-3532-6365）にお願いします。

※震災復興支援事業への申請に関するお問い合わせは10月30日（金）16:00までに頂いたものまでご対応させていただきます。